

神奈川県還暦軟式野球連盟規約施行規則

(総則)

第1条 神奈川県還暦軟式野球連盟規約（以下「規約」という。）に基づき施行規則を定める。

(目的の確認)

第2条 規約第2条に基づき本連盟が主催する各種大会は、その目的に従い健康を損なうような大会運営をしてはならない。

(会員)

第3条 会員は、団体会員及び個人会員とするが、団体会員とは、チーム（代表者以下チーム構成員）をいい、個人会員とは、チーム構成員一人ひとりを用いる。また、個人会員にはチームに所属しない役員等を含むものとする。

この場合の団体会員のチーム所在地は、チーム代表者の所在地をもって充てる。

2 チームに所属しない役員等とは、登録チームの構成員でない執行役員、名誉会長、顧問及び参与を用いる。

(登録書類等)

第4条 入会登録に必要な書類の様式は、本連盟が定めた所定のものとする。

- (1) チーム代表者、理事、連絡責任者名簿
- (2) 氏名、生年月日を記載したチーム名簿
- (3) 生年月日を証明する書類（運転免許証、パスポート、健康保険証などの写し）
- (4) 会員登録申請書 兼 登録料計算書及び内訳書

2 これらの書類は本連盟の目的以外には利用しない。

(登録・移籍)

第5条 規約第6条の登録は、各チームの部門ごとに作成された名簿を所定の方法で提出することにより行うものとする。

2 登録期限後に新たに個人会員となった者については、本連盟主催の大会に限り、随時追加登録を認めるものとする。

3 個人会員のチーム間の移籍は、当該年度の大会終了後、指定された期日までに両チームの代表者連名による移籍承諾書を提出した場合は、これを認めることとする。

4 年齢の異なる部門への移籍については、現所属チームに当該部門がない場合は、年齢の高い部門への移籍に限り、前項の移籍承諾書の提出は要しない。

(大会参加にかかる特例)

第6条 混成チームによる参加が認められた大会に出場するため、特別にチームを編成した場合、当該チームの役員は、参加者名簿を作成するに当たり、当該名簿に記載された個人会員の所属チームの代表者の承諾を得なければならない。

(役員議決権)

第7条 各役員職務と権限は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、理事長、副理事長、本部事務局長、大会事務局長、常任理事、会計、監事は原則として、理事会における表決権は持たない。補充理事を選出した常任理事もまた同じ。

(2) 理事が規約第9条に規定された役員に選出された場合、所属のチームから新たに理事を選任することができる。この場合、前者は表決権を失う。

(3) 上記の規定は、理事会における表決権の平等を期すため、表決権の総数は登録チーム数と同数でなければならない。

(派遣理事)

第8条 関東還暦軟式野球連盟並びに全日本還暦軟式野球連盟等への派遣理事は、規約第9条に規定する役員から会長が任命したものとする。

(主催大会)

第9条 本連盟が主催する部別大会は、次のとおりとする。

(1) 主催大会は、原則として年1回とする。

(2) 大会に関する規定は、別に定める大会開催要項及び大会運営細則によるものとする。

(後援及び共催大会)

第10条 本連盟は、関係各団体の主催する各種大会を共催開催、後援及び協賛することができる。

(補則)

第11条 本施行規則各条項中、必要に応じて本連盟規約第25条を準用するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成22年3月7日から規約改訂に伴い制定施行する。
- 2 この規則は、平成22年11月28日から改訂施行する。
- 3 この規則は、平成23年4月17日から修正施行する。
- 4 この規則は、平成24年3月11日から改定施行する。
- 5 この規則は、平成30年12月2日から改定施行する。
- 6 この規則は、令和元年12月1日から改訂施行する。
- 7 この規則は、令和2年12月6日から改定施行する。
- 8 この規則は、令和5年12月10日から改定施行する。
- 9 この規則は、令和6年12月8日から改訂施行する。
- 10 この規則は、令和7年2月23日から改訂施行する。